

秋田市日本語資格取得助成事業補助金交付要綱

〔令和 7 年 4 月 1 日〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市に在住する外国籍の労働者等が日本語能力試験の受験に要する費用に対し、秋田市日本語資格取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、外国人材の就職および仕事に役立つ日本語能力向上を支援し、本市への定着を促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）労働者等 市内事業所に勤務する者、市内で事業を営む個人事業主および市内での就職を希望する者をいう。
- （2）日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金および公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験をいう。

（補助対象者および対象資格）

第 3 条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、外国籍であり、秋田市内に住所を有する労働者等（市税を滞納していない者に限る。）とする。ただし、既に他の日本語能力試験の受験費用に係る補助金等の交付を受けた者については、補助金の交付対象外とする。

2 補助金は、補助対象者が、日本国内で実施される日本語能力試験のレベル N 1 から N 4 までのいずれかに合格した場合に交付するものとする。

（補助対象資格の取得時期）

第 4 条 補助対象となる資格は、申請日の属する年度に合格したものに限る。

（補助対象経費および交付額）

第 5 条 補助対象となる経費は、受験料（合格した分に限る。）とし、補

助金の交付額は、3,000円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、自己の負担により対象資格を取得した本人とする。

2 申請者は、当該年度の末月21日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）受験に要した経費を明らかにする書類

（2）日本語能力試験の合格を証明できる書類の写し

（3）納税証明書（市税に未納がない証明書）

（4）在留資格を有することが証明できる書類の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、補助対象者1人につき同一年度内において2回を限度とする。ただし、同一レベルの受験は対象外とする。

4 既に補助金の交付を受けたレベルの受験については、補助金の交付の申請をすることができない。

5 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の市の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、第2項に規定する期間にかかわらず受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で30日以内に補助金交付の可否について決定し、申請者に対し、補助金を交付する場合には補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金を交付しない場合には補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から14日以内に補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

